

地区ラーニングファシリテーター規程

第1条 地区ラーニングファシリテーター

地区ラーニングファシリテーターは、地区ガバナーとガバナーエレクトがクラブと地区の指導者を研修し、ロータリアンに継続的教育をするのを支援する。

第2条 選任手続及び任期

- 1 地区ラーニングファシリテーターは、当該年度ガバナーがガバナーノミニーに選出された際、同人の指名により選任される。
- 2 任期は当該年度ガバナーがガバナーエレクトに就任した時よりガバナー年度終了時までの2年を原則とするが、再任を妨げない。

第3条 資格要件

- 1 地区ラーニングファシリテーターは次の推奨される条件を満たしていなければならない。
 - (1) 少なくとも3年にわたり地区内のクラブにおいて瑕疵なき会員であること
 - (2) 第2700地区のpastガバナーであること(なお、ガバナーは、地区ラーニングファシリテーターを兼任できない。)
 - (3) 各会合の招集者(ガバナー又はガバナーエレクト)の指示の下にあることを明確に理解していること
 - (4) 地区が定めた地区ラーニングファシリテーターの責務を引き受ける意思と遂行能力があること
- 2 第2条1項により指名を受けた地区ラーニングファシリテーター予定者は、選任時より地区ラーニング委員会に参加し、次期ラーニングファシリテーターとしての準備を行う。

第4条 責務

- 1 地区ガバナー及びガバナーエレクトと協力して以下を行う。
 - (1) ガバナー又はガバナーエレクトが立案したプログラムを実施する。
 - (2) セミナーの研修リーダーに適した人物を見つけるのを助ける。
 - (3) 重要な概念をどのように伝えるか、また必要な手配やセッションの実施をどのように行うか地区独自の方法を定める。
 - (4) R I ラーニングファシリテーター、ロータリー財団地域コーディネーター(R R F C)、ロータリーコーディネーター(R C)、その他のR I 又はロータリー財団の被任命職に助言を求める。

2 研修の履修

- (1) DTS（R Iが実施する地区研修リーダー研修）を履修すること
- (2) R I日本理事が招集する下記の研修会等を受講すること
 - ・ロータリー研究会
 - ・クラブ活性化セミナー
 - ・地域リーダー会議
 - ・ロータリー財団地域セミナー

3 地区ガバナー及びガバナーエレクトへの支援

- (1) ガバナー及びガバナーエレクトからの指示を受けての研修講話
- (2) 地区ラーニング委員会の支援
- (3) 地区委員会の事業計画立案等の支援
- (4) その他 ガバナーからの要請された事項に応えること

本規程は2023年2月3日より発効し、同年7月1日より適用される。
一部改正 2024年5月15日より発効し、同日より適用される。